

学級編制基準

平成28年3月3日制定

平成28年4月1日施行

1 小・中学校

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程及び 中等教育学校の前期課程を含む。)
	(第1学年)	(第2～6学年)	
単 式 学 級	35人		40人
複 式 学 級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特 別 支 援 学 級	8人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 単式学級に係る学級編制において、新学習システムの学級編制の弾力的な取り扱いに係る次の研究指定を受けた場合
 - ア 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第2学年から第4学年において、市町教育委員会が35人学級編制の研究指定を希望し、県教育委員会が認めた場合
 - イ 上記ア以外の学年で、調査・研究のため、特に県教育委員会が指定する場合
- 2 上記1以外の地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取り扱いについて市町教育委員会が特に必要があると認めた場合

2 高等学校

全 日 制 課 程 (中等教育学校の後期課程を含む。)	定 時 制 課 程	通 信 制 課 程
40人	40人	—

3 特別支援学校

項 目	保 育 相 談 部	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部
単 一 障 害 学 級	7人 <small>(全ての幼児で編制)</small>	7人 <small>(全ての幼児で編制)</small>	6人 <small>隣接する学年で児童・生徒数が4人以下の場合は、複式学級編制とする。</small>	6人	8人
重 複 障 害 学 級	—	—	3人 <small>〔第1～6学年の児童で編制〕</small>	3人 <small>〔第1～3学年の生徒で編制〕</small>	3人
訪 問 教 育 学 級	在 宅	—	3人 <small>〔第1～6学年の児童で編制〕</small>	3人 <small>〔第1～3学年の生徒で編制〕</small>	3人
	重 度 心 身 障 害 児	—	3人 <small>〔第1～6学年の児童で編制〕</small>	3人 <small>〔第1～3学年の生徒で編制〕</small>	3人